

講師謝礼並びに交通費等支給規程

[趣 旨]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）主催による各種講演等における講師謝礼金および交通費等の支給内容について定める。

[支給範囲]

第2条 本会の会務について活動した者。

[謝礼額]

第3条 講師謝礼額は次の額を基準とする。

- 1 大学等の教授40,000円、准教授30,000円、講師25,000円、その他15,000円
- 2 医療機関等の医師20,000円、その他医療従事者15,000円
- 3 本会技師は無給とする。
- 4 その他、基準を超える講師謝礼額が指定されている場合には理事会で承認を得ることとする。

[交通費等]

第4条 交通費等は次の額を基準とする。

- (1) 公共交通機関の利用はその全額を支給する。
- (2) 自動車の利用は走行距離（km）に応じて15円を乗じた金額を支給する。
- (3) 高速道路分は片道分のみ支給する。
- (4) 会務中の駐車料金を支給する。
- (5) 県外の出張の場合宿泊代金を支給する。ただし、上限は1万円とする。
- (6) その他会長が必要と認めた場合。

[申 請]

第5条 旅費等の申請は次を基準とする。

- (1) 第4条第1項について乗車駅名、停留所、降車駅名または停留所と乗車金額を報告し支給を受けることとする。
- (2) 第4条第2項について出発地名、到着地名と走行距離を報告し支給を受けることとする。
- (3) 第4条3項、4項、5項、6項について領収書等の支払い証明書を貼付し支給を受けることとする。

[その他]

第6条 会長は関係役員に出張を命じる事ができる。

[規程の改廃]

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2014. 11. 26 改定